

# 相続手続に必要な書類について

1/4

お客さまにご用意いただく書類(原本)

## 共通して必要な書類

原本をお持ちください。原本の返却をご希望の場合は窓口でご相談ください。

	必要な書類	ご説明
1	亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方の出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本が必要です。</li> <li>亡くなられた方とご相続人様との関係(兄弟・姉妹等)によっては上記以外の戸籍謄本も必要となりますので、弊社お問合せ先までご照会ください。</li> </ul>
2	ご相続人様の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご相続人様であることが確認できるすべての戸籍謄本が必要です。</li> <li>ただし、亡くなられた方に関する戸籍謄本によりご相続人様であることが確認できる場合は不要となる場合がございます。</li> </ul>
3	ご相続人様の印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行日より6ヶ月以内のものに限ります。(お借入がある場合は、発行日より3ヶ月以内のものがが必要です)</li> <li>相続届にはこの登録印(実印)を押印してください。</li> <li>ご相続人様が未成年の場合は、法定代理人のものがが必要です。</li> <li>海外に在住されているご相続人様については「サイン証明書」と「在留証明書」が必要です。</li> </ul>
4	亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫の鍵など	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方が、弊社とお取引いただいていた通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵などです。</li> <li>紛失や見当たらない場合は、相続届にその旨ご記入ください。</li> </ul>

## ご相続の方法により必要となる書類((上記1~4. に加えて必要となる書類)と記入方法

相続方法			必要な書類	相続届にご署名・捺印する方
協議書なし・遺言書なし			相続人全員の印鑑証明書	相続人全員
協議分割による場合			遺産分割協議書 相続人全員の印鑑証明書	相続人全員(※)
裁判所の遺産分割審判(和解・調停・審判)			和解調書謄本、又は調停調書謄本、又は審判書謄本および確定証明書 審判等で指定された方の印鑑証明書	審判等で指定された方
遺言による場合				
遺言の種類	遺言執行者の有無	遺言執行者選任・指定の方法		
自筆証書	有り	遺言	遺言書原本、家庭裁判所の検認済証明書 遺言執行者・受遺者の印鑑証明書	遺言執行者・受遺者 (場合によっては相続人全員)
		家庭裁判所	遺言書原本、家庭裁判所の検認済証明書 遺言執行者・受遺者の印鑑証明書 家庭裁判所の選任に関する審判書謄本	
	無し		遺言書原本、家庭裁判所の検認済証明書 受遺者の印鑑証明書	受遺者 (場合によっては相続人全員)
公正証書	有り	遺言	遺言公正証書謄本 遺言執行者・受遺者の印鑑証明書	遺言執行者・受遺者 (場合によっては相続人全員)
		家庭裁判所	遺言公正証書謄本 家庭裁判所の選任に関する審判書謄本 遺言執行者・受遺者の印鑑証明書	
	無し		遺言公正証書謄本、 受遺者の印鑑証明書	受遺者 (場合によっては相続人全員)

(※)遺産分割協議上で弊行の預金を相続される方が特定されている場合は、その方のご署名・ご捺印をお願いします。

## 弊行からお渡しする書類

前頁の書類とともにご準備ください

### 共通してお渡しする書類

書類名	ご説明
相続届	必ず自署してください。複数の支店でお取引がある場合の相続届のご記入は3カ店までは1枚、4カ店以上の場合は相続届を追加でご提出いただくこととなります。

### 場合によりお渡しする書類

書類名	ご説明
受領書	貸金庫の内容物等を店頭でお受け取りになる場合にお渡しします。
委任状	ご相続人様が、相続手続を他の方に委任される場合にお渡しします。

## ご留意いただきたい事項

- ご用意いただいた書類は、お近くの弊社支店窓口にお持ち願います。  
ただし、貸金庫・お借入れなどのお取引がある場合は、亡くなられた方のお取引店へお持ちいただく必要がございますので、詳細はお問い合わせください。  
なお、貸金庫のお取引がある場合は、戸籍謄本等のチェックに時間を要しますので、事前に書類をご提出頂きますようお願い申し上げます。
- ご相続預金のお取扱いは解約だけでなく、名義の変更も可能です。  
ただし、お取引内容によってはできない場合もありますので、お問い合わせください。
- 場合によっては、本紙にてご案内の書類以外のものをお願いすることもございますので、ご了承ください。
- 複数の支店でお取引がある場合、お支払処理は口座店ごとの処理となりますので、お振込や計算書等のご送付が別々となります。
- 投資信託や外貨預金等のリスク商品及び公共債の中途での解約は、元本割れになる場合もございますので支店窓口にてご相談ください。なお、これらのお取引の手続には時間を要しますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

## お問合せ先

お問合せの際にはお亡くなりになられた方がご利用されていた支店名・口座番号をお知らせ願います。

相続手続きに際して必要な戸籍謄本および請求方法について

1. 相続手続きに際して必要な戸籍謄本について

- ・ 相続手続きに際しては相続人を確定するため、亡くなられた方の「出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本」をすべてそろえる必要があります。
- ・ 戸籍謄本は、結婚・転籍・養子縁組のほか法務省令による改製により、複数にわたることがあります。
- ・ また相続人を確定するために必要となる戸籍謄本の種類についても、「戸籍謄本」「除籍謄本」「改製原戸籍謄本」がありますので、戸籍謄本を請求する際にはご注意ください。  
⇒下図<出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本の一例>をご参照ください。

2. 戸籍謄本の請求方法について

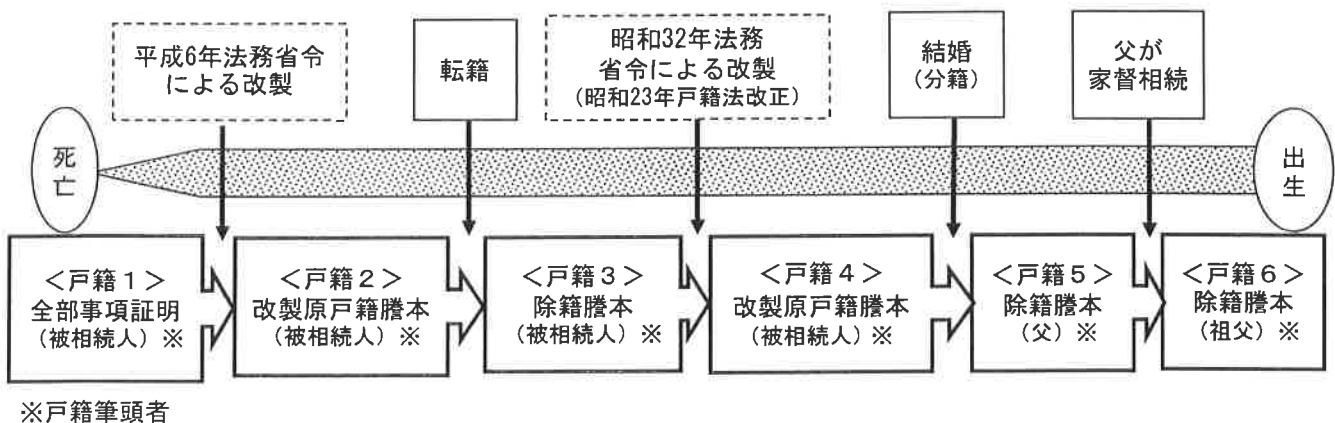
<手順>

- (1) 最初に、亡くなられた時の本籍地役場で戸籍謄本を請求します。
- (2) 上記(1)にて請求した戸籍謄本に転籍前の本籍地および戸籍筆頭者が記載されている場合、転籍前の市区町村役場で戸籍謄本を請求します。
- (3) 上記(2)にて請求した戸籍謄本に転籍前の本籍地および戸籍筆頭者が記載されている場合、上記(2)と同様に出生時までさかのぼって転籍前の市区町村役場で戸籍謄本を請求します。
- (4) なお、遠隔地の場合の郵便での取り寄せ方法については、各市区町村役場へお問合せください。

請求する戸籍謄本の種類がご不明の場合は、各市区町村役場の戸籍担当者に以下のとおりお尋ねください。

⇒ 「相続手続きのため、亡くなった方の出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本が必要です。どの戸籍謄本を請求したらよいでしょうか」

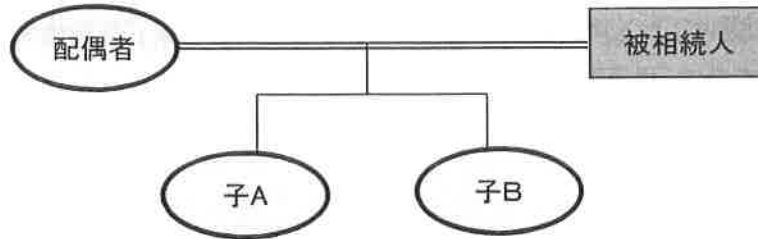
<<出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本の一例>>



ご用意いただく戸籍謄本の事例

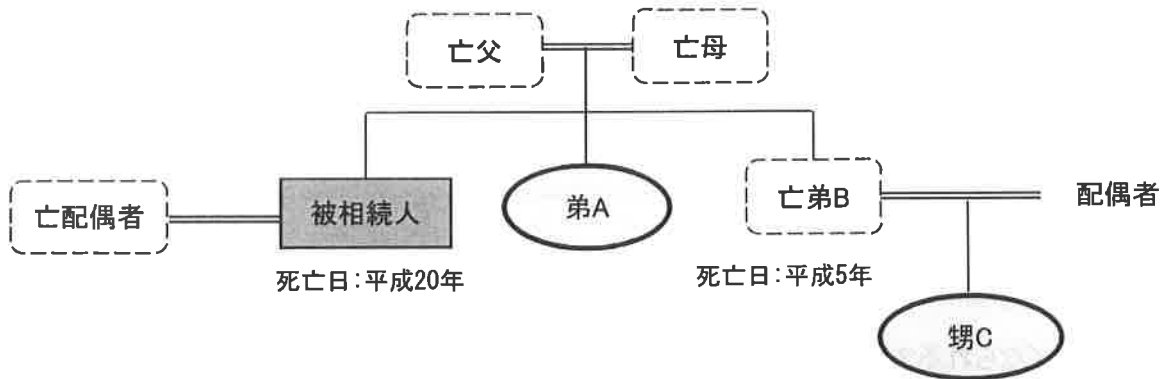
- 以下のように亡くなられた方の戸籍謄本以外にもご相続人様などの戸籍謄本をご用意いただく必要があります。
- ご用意いただく戸籍謄本についてご不明な点がございましたら、弊行お問合せ先までご照会ください。

例1 ご相続人様が「配偶者様」と「お子様」の場合



		ご用意いただく戸籍謄本
1	被相続人	出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本
2	相続人 (子A・B)	結婚などで被相続人の戸籍から除籍されている場合は現在の戸籍謄本(または戸籍抄本)

例2 ご相続人様が「ご兄弟姉妹」と「甥子様」の場合



		ご用意いただく戸籍謄本
1	亡父・亡母	出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本
2	被相続人	結婚などで被相続人のご両親の戸籍から除籍されて以降、亡くなられるまでの連続した戸籍謄本
3	亡兄弟姉妹 (例:亡弟B)	
4	相続人 (弟A・甥C)	結婚などで被相続人のご両親の戸籍から除籍されている場合現在の戸籍謄本(または戸籍抄本)